

第8号様式（第21条関係）

介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書

フリガナ				性別	保険者番号	1	3	1	1	1	0		
被保険者氏名				男・女	被保険者番号								
生年月日	年	月	日	個人番号									
要介護状態区分	要支援 1・2	要介護 1・2・3・4・5											
認定の有効期間	年	月	日	から	年	月	日	まで					
住宅の所有者	本人との関係（）												
改修の内容・箇所及び規模				業者名									
				着工日	年	月	日						
				完成日	年	月	日						
改修費用	円												
(宛先) 大田区長 上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護・介護予防住宅改修費の支給を申請し、次の口座への振込みを依頼します。													
申請・依頼者 (被保険者)	年	月	日	住 所									
	氏 名												
	電話番号	()											

備考

- この申請書に、見積書及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と思われる理由書を記載した書類、完成前の写真（日付入り）を添付してください。
- 改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

口座振替 依頼欄	銀 行 信用金庫 信用組合			本 店 支 店 出張所	種 目	口 座 番 号						
	金融機関コード			店舗コード	1 普通預金 2 当座預金							
	フリガナ											
	口座名義人 (被保険者)											

<申請時の注意事項>

第8号様式(第21条関係)

介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書

フリガナ	性別		保険者番号	1	3	1	1	1	0	
被保険者氏名	男・女		被保険者番号							
生年月日	年月日		個人番号							
要介護状態区分	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5									
認定の有効期間	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日	まで						
住宅の所有者	本人との関係()									
改修の内容・箇所及び規模	業者名									
	着工日	年 月 日								
	完成日	年 月 日								
改修費用	円									
(宛先) 大田区長 上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護・介護予防住宅改修費の支給を申請し、次の口座への振込みを依頼します。 年 月 日 住所_____ 申請・依頼者 (被保険者) 氏名_____ 電話番号 ()										

備考

- この申請書に、見積書及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と思われる理由書を記載した書類、完成前の写真(日付入り)を添付してください。
- 改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号							
	金融機関コード		店舗コード	1 普通預金							
				2 当座預金							
	フリガナ										
	口座名義人 (被保険者)										

必ず被保険者証を確認の上、ご記入ください。

区分変更申請中等の場合は、余白にその旨を記入してください。

※生年月日や認定有効期間が間違っている場合が非常に多く見受けられます。

記入事項が誤っている場合、再度提出していただく可能性があります。

※事業者の方へ:個人番号が記載された申請書をコピー・保管することは、番号法※に抵触する恐れがありますのでご注意ください。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

改修する住宅の情報を記入してください。

※住宅の所有者が本人以外の場合、「住宅改修についての承諾願い」が必要です。

※着工日等が決まっている場合は着工日欄に日付を記入してください。

なお、申請書を受理してから「給付利用券」が発行されるまで1週間程度かかりますが、着工は給付利用券の到着を確認してから行ってください。

ご本人の住所(住民票の住所であり改修予定の住所)、氏名、電話番号を記入してください。

償還払い方式で申請する場合、ご本人名義の口座情報を記入してください。

※ご本人以外の口座を希望する場合は、別途委任状が必要になります。

代理受領方式で申請する場合は記入不要です。

※申請書は、消せるボールペンなどで書かないでください。また、修正液・修正テープなどの訂正はしないでください。

○介護保険の住宅改修は、事前申請が必要です。

申請内容を審査したあと、「給付利用券」をご本人宛に郵送いたしますので、届いたことを確認してから工事着工してください。

事前申請をせずに工事してしまった場合、または給付利用券が届く前に工事してしまった場合は介護保険対象外となりますので、ご注意ください。

また、事前申請時と工事内容が変更になる場合、変更内容によっては再度事前申請をいただく場合がありますので、担当のケアマネジャーに必ずご連絡ください。

○申請の手続き方法は2種類あります。

手続き方法によって必要な書類が異なりますので、ご確認ください。

■償還払い方式：一旦工事費用全額を施工業者にお支払いいただき、介護保険対象分を申請書にご記入いただいた口座にお振込みします。

■代理受領方式：自己負担分だけ施工業者にお支払いいただき、介護保険対象分は大田区から直接施工業者にお振込みします。

代理受領方式は、大田区に登録した事業者のみご利用いただけます。大田区のホームページに代理事業者リストがあります。

<住宅改修で必要な書類>

■工事前の申請

①申請書

②身元確認書類

◇本人が申請する場合

a 写真付身元確認書類（例：運転免許証、マイナンバーカード等）

b aがない場合は、写真なし身元確認書類等を2種類
(例：介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、年金手帳等)

◇代理人が申請する場合

・代理人の身元確認書類（上記aまたはb）

※代理人が法人の場合は、登記事項証明書または指定通知書が必要です。

・委任状（申請用）

③理由書 *ケアマネジャーが作成する書類です。

④工事費見積書（住宅改修内訳書） *ホームページに見本があります。

⑤図面

⑥写真（工事前）

*撮影日がわかるようにしてください。

*暗かったり近すぎたりすると撮り直しを依頼することがあります。

⑦住宅改修の承諾書（住宅の所有者が本人以外で所有者と同居していない場合）

■工事後の申請

①給付利用券

*紛失した場合は、付箋等に“被保険者番号・着工日・完成日”を記載してください。

②領収書

*宛名は被保険者本人の名前をフルネームで記載してください。難しい場合は但し書きに「○○様の介護保険住宅改修費自己負担分として」と記載してください。

*保険給付以外の費用も含む場合は、但し書きに「介護保険対象分○○円含む」と記載してください。

*生活保護受給者の場合、領収書は不要です。

③写真（工事後）

*撮影日がわかるようにしてください。

*踏み台等の固定工事はビスで止めた箇所が分かるように撮影してください。

代理受領払い方式の場合①～③以外に次の書類も必要です。

④請求書

⑤委任状（請求用）

*申請書、委任状、理由書、承諾書、請求書はそれぞれ様式があります。

*委任状は、朱肉を使う印鑑（スタンプ印不可）を使用してください。

*本人以外の口座に振り込む場合は、別途委任状が必要です

＜よくある質問と注意事項＞

住宅改修は工事ですので、簡単に元に戻すことは出来ません。福祉用具や日用品など、代替案も検討してみてください。

見積もりは複数の住宅改修の事業者からとり、工事後の動作の確認は念入りに行ってください。思っていたものと違った、手すりを付けたけど結局使っていないということは少なくありません。

なお、撤去費用は介護保険では出ませんのでご注意ください。（賃貸住宅の場合の原状復帰費用も対象外です。）

Q. 住民票の住所とは別のところに住んでいるが、住宅改修は出来ますか？

A. 出来ません。介護保険の住宅改修は住民票の住所でのみ可能です。

Q. 現在入院中（認定申請中）だが、住宅改修の申請は出来ますか？

A. 申請は可能ですが、万が一ご自宅に戻れなかった場合（認定結果が非該当だった場合）は全額自己負担になります。

入院中に工事を行った場合、工事後の申請書類は退院後に提出してください。

Q. 着工前に非該当となったが、給付利用券の有効期間内であれば給付の対象となりますか？

A. 介護認定を持っていることが条件のため、対象外です。

Q. 新築住宅の工事中だが、住宅改修の申請は出来ますか？

A. 新築住宅は介護保険住宅改修の対象外です。介護保険住宅改修は、実際に居住する住宅が対象です。

Q. 料金の支払が振込だった場合、振込明細でも良いですか？

A. 提出書類は「領収証」となっていますので、施工業者から交付された領収証を添付してください。